

郵便

明治壬申九月



新聞

新貨三錢

第十六號

東京横山町三丁目

太田金右衛門

凡例

遠近の人民互に性情よく相通ト事理よくお達するは新聞紙の如くは
亦一故に西洋諸國苟も文明なる名あるは地より必に新聞紙の如くは
ありて國內國外を論せば九百の事務を網羅し併せて奇事異聞瑣
語常談を採用し以て日刊し月刊し年刊し傳布せしむる幾んど家
喻戸曉の說を此概あらば國人甚だあれを便とせり今爰に郵便
此新報を刊行するも廣く遠近の子戎我せ大ひよ内か此情を函し善
古今此變を知りて世に裨益あるべし我欲するあり蓋し龍水の
氷戎見て天下此寒を知るべしは小冊子を見るもの亦當今の子戎の
一斑を窺ふべし

郵便報知新聞第十六號 明治五年申九月

○華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字名并屋号等改稱不
相成候事但同苗同名ニテ無餘儀差支有之者ハ管轄廳
へ願出へキ旨御布令アリタリ

○宮城縣ヨリ報知管内二口越切開之儀ニ付御届大意
管内陸前國名取郡二口越山道ノ儀ハ羽前國エノ往還
ニ有之往古ヨリ峻坂隘路頗ル峻難ニシテ牛馬通行難
相成諸物運輸悉ク人力ヲ用ヒ候故自然賣買ノ利無之
金貨不融通ニテ物産繁殖セス國隨テ不富民風鄙野閑

化ノ域ニモ進ニ兼候事情ニ付山道切開牛馬通行相成候様兼テ注意罷在候折柄山形縣管内村上郡馬方駅ノ者共ヨリ山道修營ノ儀同縣へ出願ニ付掛合ノ趣モ有之當縣ニ於テモ貫屬士族大竹徳治并管下北目町商若生儀兵衛ト申者兩國物産運輸便利ノ為一時自費ヲ以牛馬通行致シ候様修道ニ及ヒ費用漸々償方ノ羨諸人迷惑不相成様致度段願出萬民便利ヲ得候義速ニ聞届修營ニ為取掛追々成功及ヒ可申候云々

○水澤縣より報知

陸中國磐井郡黄海村の内字あまきやの農千葉金左工

門男栄次郎當申八才也身の丈五尺余力量飽まを強く大人も對する能ハズ此子成長の後も勇猛烈士の數ふも入るべき奇童ありと里評せり

同國登米郡登米町の農岩淵伊三郎の娘きり當申二十九才身の丈五尺胴の廻り四尺六寸余あり腕股とも之ニ随ふ稀きり肥満より未だ配偶を得ず然るも性質貞操なれハ紡績の業ニ達し傍ら餅菓を商ひ生計を立く一切他力を假らば兩親ニ給仕し至孝の良婦ありとぞ

○東京府下小石川紺差町住居矢師職鈴木仁右工門を

る者静岡縣貫属糟屋市十郎養父當時本所若宮町在住
 同苗善五郎が妻うたと密通ふ及び居一が俱に活業の
 心組を生ト夫家を脱し常州路へ連立ちし彼地も案
 外の相違にて追々苦困し迫り亦々帰京せしが悪情の
 散離せざる縁由ふや既ニ相對死の契約を遂げ六月廿
 六日の夜本所龜戸村字十間川堤上よりたむ所持の
 短刀を以て自殺し及び其終没し溺死したり仁右工門
 も此休に驚きしが詮ふく引續き入水しとるは淺瀬の
 方へ漂ひ流し着しを召捕はとたり裁判所ニ於て追々
 糾問よりて前件罪科明白たり右ハ不埒の義ニ付准

流十年ニ處せられたりとぞ

○大坂の商家より來書中ニ云既ニ全國一般の郵便を
 開られ東西通信の道自在にして衆庶の幸福何事々是
 不過ん然るは吾輩常に東京横濱等へ急報すべき要事
 ありて片時も猶豫し難き折あは共一封の書状を別仕
 立ニ出せば賃銀二十六七圓又差込と唱へ五六人合併
 し一便を出せるとも猶四五圓を費し甚ど是ゆる困却
 したりしは八月朔日より東京と坂府の間三十六時の
 至急便を開られ横濱静岡名古屋大津西京伏見神戸環
 へも同様往復便ありて音信の自在を得たるハ真ニあ

り難き事なり昨年此道筋の郵便を閑うれりり商業の利益は往年に及ぶねども飛脚賃を減せし許多なり是より日々兩度の郵便通しあり便利と有益の二ツと得て大に愉快の事ありと

○神奈川縣より報知

相州高坐郡一之宮村戸長入沢新太郎ふる者従來身元相應の農家にてありしが近來不如意なるより居屋敷内土藏賣拂ふべくと取壊ちたりしふ中央の土中より慶長小判四百九十八枚同一步判五百四十七枚を掘出しけりまねぬ依て縣廳へ訴へ出とり右を怪敷子細み

も無之し付古金御取上相當の代價御下渡し相成べく哉の段當月三日大藏省へ伺ひ相成たり

○小倉縣より報知

同縣貫属士族卒等是まを營産の目途立さるより縣官某氏專ら生活の方法を周旋し國産小倉織の産業を基に立綿糸并織方等を注意し在來の袴地を廢し新とみズボン地を成製し及び奥國博覽の現本を出せる由

○埼玉縣より報知

管下足立郡向山村農光藏輔太郎善吉馬五郎米吉文次郎常次郎源次郎外七人の者酒狂の上同村農家の娘と

強女せんとうと山中へ擔ひ行りれども終に情を果さず
 然れども後難を怖れ金子を以て内齋に及んとせし
 縣廳暴惡の科を許さず悉く召捕れ輔太郎外五人の者
 徒罪に處せられ其余者夫々罪状を從ひ取置及れたり
 ○常陸國鹿島より來書中より八月十四日第七字項より
 丑寅の風吹起り追々暴風彌増同日相馬より出帆を
 せし大船塩糠并鉄錢等積込中の港の沖に止破せしが
 暴風のため二里程も漂流し大貫村下へ吹付られ破
 船よかよび近村の者のため鉄錢残らば奪ひ取らん
 いとぞ乗組人船頭の悲愴察すべく斯る困難を救助ふ

りよを人倫の本分ふるゆ未と教化に漏たる邊邦を
 る意外の舉動ある事歎くは堪たりと

○八月中旬御用有之に付花房外務大丞、遠藤海軍七等
 出仕河村兵學權助、藤谷兵學權助其他外務官負隨行朝
 鮮國へ差遣ハサル、旨仰出サレ九月二日御軍艦并今
 般開業セル日本政府郵便蒸氣船會社所在ノ有功丸ト
 モ出帆セリ

○近來府下より鬼の異類を玩弄し時花より從ひ品位高
 價を競ふ亦鷄鷲の各種日よ増しと盛大なり、鳥骨鷄砦
 石更紗等其他奇彩の羽色あり上等一羽を百圓と

騰ると驚歎は堪へず凡珎禽奇獸と愛れる古賢の誠あり
り万年青松葉蘭の類時として流行を發すその源奸商
の巧計は出て常人利ふ奔る此流弊を生ぜり愛國の理
る上より告尔あくとも各本分乃産業を營む國力を強
聖し知見を開らん此の如き無益の變物お心慮を勞
し多くの貲財を費すこと人載の智と云ふべけんや

○横濱より報知

横濱市中有志の人々集り新聞紙縦覧館と取設け東京
西京浪華其外西洋各國種々此新聞紙を館中お備へ置
き繙閱と乞ふ者ハ時限と言ハず見料の費と勞せど他

見ふ供せんと此企をなせしと誠は人智を増すの捷徑
あるべし

○岐阜縣郵便役所より報知

當五月中優婆塞体の異僧自ら皇族ありとて天尊行者
と称し奇怪を鳴らし中山道より犬上縣下へ來り大に
尊敬を受け亦撰稱しを伊達行者といへり同月下旬美
濃國赤坂駅油屋某の家にお居留しけるが家内ら勿論近
傍の參詣拂曉より夜ふ徹す故に弥愚民を誑惑し生身
の弥陀仏と誇り錢帛を貪り善光寺へ發足せしが八月
上旬此家にお再來せり信者前日にお増し加持祈禱を乞ひ

病痛即治の良法ありとて病者として水行させしむ斯
て同國養老乃瀧の麓なる押越村吉田某の家あり早天
より白き幕を張設け説法不及びしが突然岐阜縣の捕
亡吏來り行者を捕縛し縣廳へ牽行たり即日糺問呵責
ありて終り其情實を述より元來此異僧も大坂難波新
地松野新七倅魚賣新七と云る当申五十二才ふりとぞ
佛を借て妖妄の言を吐き衆庶を偽詐し金錢を掠貪り
るれと云れど愚俗を欺くの罪惡遁るべきの辞ふく禁
獄とせしめし尤心地よき事ありとぞ

○或人云京都府よとる孟蘭盆會精靈遊川施餓鬼六齋

念仏杯いへるを停止し又大坂府ありも地藏祭其他種
々の妖説と禁令あり燕賀縣下りて地藏を祭る旧習と
一洗し頑愚の耳目と新ふし民俗頗る開進なり然
るふ却て鞆下市街の情態動もそれバ佛像を飾り虚誕
邪妄の異説と示し愚夫愚婦を惑す賣僧の種類多あり
らば其酷しき御告と唱へ吉凶禍福と占ひ或ハ水行
を修して奇薬と授け怪敷箱と持歩祈禱札と配分せ
ふと素より是等ハ識者の採ざる論ふりと虽も大ニ世
教と妨す斯る徒ありば譴責を加へ正ふ帰せしめ總て
浮屠氏の正説と教導し奇異の所業を行ふとれ一切截

断めらん事と冀望及云

○寛永寺衆徒松林院、元光院、吉祥院、元輪王寺宮内、淨門院、常應院、理乘院、右去ル、己巳年三月、謹慎差免寺職、不相成旨申達置候、自今寺職之儀、可為勝手、此旨陸軍省長官ヨリ八月廿日東京府へ御達アリ

○濱田縣より報知

同縣管下濱田市中寺院よふる諸種の新聞紙を集め衆庶として看觀ふさしとらんため縦覧所と設けらるる

報知新聞第十六号 終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣、遠く隔る國に於て、花柳情を互にお通せしめ、府下小生、亦細大を多實各地に相知らしめんと云、依て、始より、後なる、申善行の賞、暴徒に捕縛、撥産物の新裁、時替、緑織、坊漆、善陶、善米、穀、菜、茶、其他の清品、製造耕作の多寡、世に、雷風雨水の災、難、定、暖氣候、外、連、日、少く、夏、り、多、多、皆、夫、く、に、着、記、し、て、聊、文、彩、を、飾、と、加、へ、時、々、成、載、て、是、を、産、一、裁、免、人、及、び、愛、私、所、不、送、り、越、し、給、は、ん、事、儀、希、ふ、一、郵、便、報、知、新聞、一、冊、價、新、貨、三、錢、毎、月、五、号、宛、出、候、當、時、裁、免、号、ヨリ、先、十、冊、分、利、業、做、向、を、一、割、引、同、四、十、冊、分、一、割、半、引、一、年、分、引、清、の、向、二、割、引

右通郵台相違前金郵便賃共清候共切号裁免順成因郵便了ては届可申候

東京橋本町三丁目
裁免人 大川、並木、衛門

